

令和8年度 いじめ防止対策基本方針

令和8年4月2日

十日町小学校

1 いじめ防止等のための基本的な方針

いじめは、それを受けている児童生徒の生命及び財産の侵害、当該児童生徒の家族をも巻き込む重大な違法行為となることを再度認識し、全職員が以下のいじめ防止に向けた基本理念を共通理解し、学校の内外を問わずその発生を防止するとともに、発生した場合には毅然たる態度と適切な指導及び関係者への対応を行い、一刻も早い事態の解決に向けて全職員が一丸となって努力する。

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「法」第2条より）

(2) いじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの※1（県条例第2条2項より）

※1 具体例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童がそのことを知らずにいるような場合など

(3) 基本理念

- ①児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②いじめの防止対策を、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを見逃したり、放置したりしないようにするために、児童生徒の心身への影響等の理解を深めて行う。
- ③いじめの防止対策は、児童生徒の生命と心身の保護を重点として認識し、関係者の連携により、いじめの問題の克服を目指して行う。

(4) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(5) 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

2 十日町小学校いじめ防止のための基本的施策

上記「基本理念」の実現のために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国・県・市の指導の下、学校として以下に示す基本的施策を講じるものとする。

(1)いじめ防止等のための基本的施策

1 「いじめの防止」のために

- ①全ての教育活動を通じた道徳教育、交流教育及び体験活動等の充実を図り、豊かな情操と道徳心を培い、あいさつを基本とした心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ②保護者、地域住民等との連携を図り、いじめの防止に向けて児童が自主的に行う活動への支援や理解を深めるために、多様な発信方法で啓発活動を行う。
- ③複数の教職員、心理・福祉等の専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される「十日町小学校いじめ防止対策委員会」※2を置く。

※2「以下、いじめ防止対策委員会」と表記

2 「いじめの早期発見」のために

- ①児童生徒と保護者、教職員がいじめに関わる相談をいつでも行える体制を整備する。
- ②家庭、地域社会等と連携し、児童生徒の教育権に配慮した相談体制を整備する。
- ③日常的な児童理解のための研修を行うとともに、全職員が様々な視点や視座から児童生徒の見取りを行い、情報を共有する機会を設ける。

3 「いじめへの対処」のために

- ①保護者等からの通報やいじめと思われる案件が発生したときは、いじめ防止対策委員会が速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、校長がその結果を市教委に報告する。
- ②いじめと確認した場合には、速やかにいじめをやめさせ、その再発を防止するために、複数の教職員によって、いじめを受けた児童生徒と保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③必要に応じて、いじめを行った児童生徒を教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒が安心して学習できる環境構成に配慮する。
- ④当該事案の保護者間で争いが起きないように、いじめに係る情報をこれらの保護者と共有するための機会を設定する。
- ⑤当該事案が犯罪行為として認められるときは十日町警察署と連携してこれに対処する。児童生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに十日町警察署に通報し、適切な援助を求める。

(2) 重大事態発生時の対応

①重大事態とは

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(相当の期間とは、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)

○その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

②重大事態発生時の対応

○市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。
(学校が調査主体となった場合の対応)

○「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

○組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

○調査結果を市教育委員会に報告する。

○市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

(学校の設置者が調査主体となった場合の対応)

○設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

③その他

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(3) いじめ防止対策委員会の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「十日町小学校いじめ防止対策委員会」を置く。

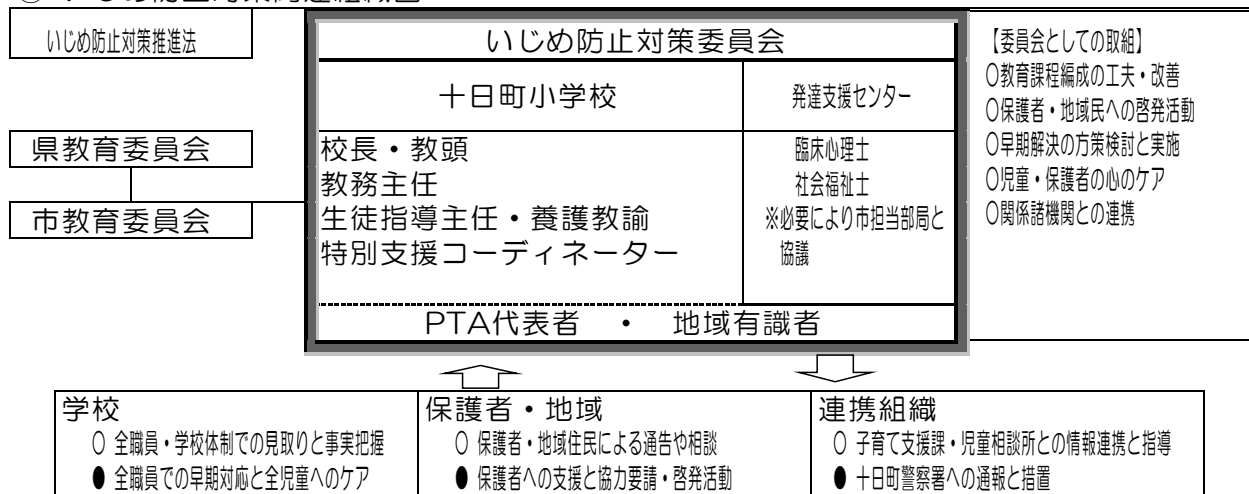
十日町小学校教員と保護者代表者、地域有識者により組織された本委員会は、「十日町小学校いじめ防止対策基本方針」の実効性を高めるため、いじめ防止に向けた教育課程編成の工夫と改善、保護者・地域住民への啓発活動、いじめの早期解決のための方策の検討と実施、当該児童生徒及び保護者への心のケア、警察等関係機関との連携を行うことを目的とする。

② 組織の構成

※いじめ防止対策委員会の中に、各学校のいじめ防止対策委員会を組織する。いじめを認知した場合には、直ちに各校のいじめ防止対策委員会を組織し、互いに情報を共有し対策に当たる。

※全体的ないじめ防止対策及び児童生徒に関わる事案、重大事態と認識した場合には、直ちにいじめ防止対策委員会を組織し、対策に当たる。

③ いじめ防止対策関連組織図



3 学校としての「いじめ防止対策」年間計画

(1) いじめ防止対策の概要

学校としての「いじめ防止対策」	担 当
(1) 「いじめの防止」の取組 ①全教育活動を通じての居場所づくり ・児童が安心して過ごせる学級づくり ・分かる授業の実践 ②主体的体験活動での絆づくり ・全学年での日常的な共生教育及び「いじめ見逃し0スクール」取組 ・城ヶ丘ふれあいカーニバル・フェスティバル・ビッグフェスタの取組 ・全校縦割りやまびこ班の取組 ③道徳教育、人権教育、同和教育の充実 ④教育相談の充実 ・児童との面談（トーク）（年3回） ⑤WEB Q-Uを活用した学級満足度の把握と対応した取組	全 職 員

(2) 「いじめの早期発見」の取組 ①日常生活の見取り ・日々の児童の言動観察、適時の保護者との連絡や面談の実施 ②教職員の情報共有 ・職員終会、保健室来室者情報確認、生徒指導部会、校内支援委員会 児童心のアンケート(年2回)	学級・学年 教育相談部 生徒指導部 教務部
(3) 「いじめへの対処」の取組 ①十日町小学校いじめ防止対策委員会の取組 ○教育課程の工夫・改善 ○保護者・地域への啓発 ○早期解決の方策検討と実施 ○心のケア ○関係諸機関との連携	全職員 十日町小PTA いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策年間計画

月	教職員の取組	児童・生徒 対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○児童との面談 ○子どもを語る会 ○校内支援委員会	○学級開き ○学年・学級組織とルールづくり ○やまびこ班スタートの会	○PTA総会 ・いじめ防止対策の説明と 広報 ○学習参観・学年懇談会
5	○三施設での情報共有 ○校内支援委員会 ○小中情報交換会	○WEBQU① ○心のアンケート1学期	○城ヶ丘ふれあいカーニバル ○合同学校運営協議会
6	○学年学級を語る会	○先生と話そうウィーク① ○いじめ見逃しゼロ集会	○学習参観・学年懇談会
7	○学校評価(前期) ○校内支援委員会 ○児童との面談 ○学校評価研修会	○1学期のふりかえり	○学校関係者評価 ・保護者個別懇談会・学校運営協議会① ○学校運営協議会
8	○個別懇談 ○職員研修(生活指導・人権教育)		○保護者個別懇談 ○家庭・地域での健全育成 地区子ども会行事
9	○校内支援委員会		○PTA運営委員会
10	○校内支援委員会 ○児童との面談	○WEBQU② ○心のアンケート2学期 ○先生と話そうウィーク②	○城ヶ丘ふれあいフェスティバル(学校公開)
11	○個別懇談 ○職員研修	○小中交流学习(6年生) ○やまびこ班遊び	
12	○学校評価(後期) ○校内支援委員会 ○学校評価研修会	○いじめ見逃しゼロ強調運動 ○2学期のふりかえり	○保護者個別懇談会 ○学校運営協議会
1			
2	○児童との面談	○心のアンケート3学期 ○(必要に応じて)先生と 話そうウィーク	○学習参観・学年度末懇談会
3		○1年間のふりかえり	○合同学校運営協議会 ○卒業式
通年	○生徒指導部会(月1回) ○職員終会での児童情報共有 ○小中一貫教育の推進	○やまびこ班活動 ○ふれあいの丘支援学校との 交流	○いじめ見逃しゼロ県民運動 ○PTA活動の充実 ○小中一貫家読の日 ※年間を通じてのCSボランティア